

PFS（成果連動型民間委託契約方式）を活用した フレイル予防運動教室事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名

PFS（成果連動型民間委託契約方式）を活用したフレイル予防運動教室事業業務委託

(2) 事業概要

市内在住の高齢者（65歳以上）のうち、運動習慣がない方に対して運動を中心としたフレイル予防プログラム（以下、教室という。）を実施するもの。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

(4) 事業費の上限額

8,681,314円（消費税及び地方消費税込み）

2. 事業の目的

高齢化の進展に伴い要介護等認定者数が伸びている中、住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられるためには、健康な状態を維持する高齢者の増加が重要である。

これを実現するには、フレイル予防につながる行動変容を促進していく必要があり、前期高齢者や男性などのフレイル予防無関心層も参加しやすい魅力的な教室を開催することで、健康な状態を維持する高齢者が増加することを目的とする。

3. 事業内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

4. 参加資格の要件

(1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。

(2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。

(3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者

(4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

5. プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 提出書類 質問書

(2) 提出期限 令和7年4月15日（火）午後4時（必着）

(3) 提出方法 メール

(4) 回答方法 令和7年4月18日（金）までに市ウェブサイトに掲載する

6. 参加の申込み等

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル方式参加表明書
- (2) 提出期限 令和7年4月23日(水)午後4時(必着)
- (3) 提出方法 各務原市総合福祉会館(各務原市那加桜町2丁目163番地)1階に持参
又は13.に郵送

7. 提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ・提案書(A4判片面印刷、表紙含み6ページ以内)6部
 - ・概算見積書(任意様式)6部
- (2) 提案書への記載内容
 - ・本事業で開催するプログラムと同種・類似する業務の実績
 - ・本事業で開催するプログラムの概要
 - ・本事業で開催するプログラムの特徴
 - ・本事業で成果指標としたい指標およびその定義、達成度の設定根拠になりうる実績値または参考値(成果指標を提案する場合)
 - ・業務実施計画
 - ・業務実施に係る人員体制
- (3) 提出期限 令和7年4月30日(水)午後4時(必着)
- (4) 提出方法 各務原市総合福祉会館(各務原市那加桜町2丁目163番地)1階に持参
又は13.に郵送

8. 評価及び選定結果について

- (1) 評価について
 - ・別紙「評価基準表」に基づき、評価委員会にて提案書の書面評価を行う。
 - ・各評価委員の評価点の合計点が最も高い提案者を選定する。
 - ・評価委員の評価点の合計が、総評価点の半分に満たない提案者は選外とする。
- (2) 選定結果について
選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。

9. 日程

令和7年4月15日(火)午後4時	: 質問書提出期限
令和7年4月18日(金)	: 質問に対する回答
令和7年4月23日(水)午後4時	: 参加表明書提出期限
令和7年4月30日(水)午後4時	: 提案書提出期限
令和7年5月初旬	: 評価委員会による評価
令和7年5月下旬	: 評価結果の通知
令和7年6月上旬	: 契約締結予定

10. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行

令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。

- (2) 「11. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

11. 資格喪失

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「10. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

12. その他

- (1) 提案に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第 6 条第 1 項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (3) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は返却する。
- (4) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることができる。
- (5) 無効となる提案書
 - ・ 提案書の提出場所・提出方法・提出期限に適合しないもの
 - ・ この実施要領に指定する提出書類に適合しないもの、又は不足するもの。

13. 書類提出先およびお問い合わせ先

各務原市 健康福祉部 健康づくり推進課

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地

TEL 058-383-7258（直通） FAX 058-383-9151

E-mail kenkok@city.kakamigahara.gifu.jp

問い合わせ時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

担当：横山 田中 矢橋